

経理的基礎に関する申立てについて

京都府循環型社会推進課

1 「経理的基礎を有すること」について

京都府では、(特別管理)産業廃棄物収集運搬業許可(積替え又は保管を含まない)の許可基準である「経理的基礎を有すること」について、次の要件を満たしているかで判断をしています。これらのうち、いずれかの要件を満たしていない場合、詳細な判断を要するため、追加書類の提出が必要です。

(法人の場合)

- | | |
|---|------------------------|
| ① | 直前期の決算書で「純利益を計上していること」 |
| ② | 〃 「繰越利益剰余金が黒字であること」 |

(個人の場合)

直前の確定申告で「合計所得が黒字であること」

2 追加書類の提出について

上記要件を満たさない場合、許可申請時に次の書類も提出してください(要件の適合状況、法人個人の種別で必要書類が異なります)。なお、申請者の状況によっては、下記とは異なる資料を求めることがありますので、担当者の指示に沿ってご準備ください。

(法人の場合)

Ⓐ 直前期の決算書で“当期純損失”がある場合(②は満たすが、①を満たしていない)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・経理的基礎に関する申立書 ※ “純利益の計上”に関する内容 ・合計残高試算表 又は 中間決算書 |
|---|

Ⓑ 直前期の決算書で“繰越損失金”がある場合(①は満たすが、②を満たしていない)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・経理的基礎に関する申立書 ※ “繰越損失金の解消”に関する内容 ・繰越損失金解消計画表 |
|---|

Ⓒ 直前期の決算書で“繰越損失金”があり、“当期純損失”を計上している場合(①②ともに満たしていない)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・経理的基礎に関する申立書 ※ “当期純利益の計上”、“繰越損失金の解消”に関する内容 ・合計残高試算表 又は 中間決算書 ・繰越損失金解消計画表 |
|---|

(個人の場合)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・経理的基礎に関する申立書 ※ “利益の計上”に関する内容 ・収支計画書 |
|---|

3 様式のダウンロードについて

「申立書」、「繰越損失金解消計画表」及び「収支計画書」の様式については、京都府ホームページからダウンロードすることができます。

京都府 産業廃棄物 許可申請の追加書類について

検索

(<http://www.pref.kyoto.jp/sanpai/mokuji3.html>)

4 作成上の注意について

○経理的基礎に関する申立書

【共通記載事項】

申請者名（法人にあっては名称、代表者の役職及び氏名）を記入してください。

（法人の場合）

各要件の適合状況（下記の①～③については、表面を参照）により、必要な記載内容が異なります。

【当期純利益の計上】※①又は③の場合

- ① 前期において純損失が発生した原因
 - ・ どのような原因で発生したかを具体的に説明してください。
- ② 当期決算で純利益を計上するための対策
 - ・ 売上見込、経費削減等を交えて具体的な対策を説明してください。
 - ・ 合計残高試算表又は中間決算書において、当期純利益を計上していることを根拠とし、当期決算（期末決算）で当期純利益を計上する見込みであることを説明してください。

【繰越損失金の解消】※②又は③の場合

- ① 繰越損失金が発生している原因
 - ・ いつごろ、どういった原因でといった内容を具体的に説明してください。
- ② 繰越損失金を解消する計画
 - ・ 繰越損失金解消計画表の数字を引用しながら、具体的に説明してください。
 - ・ 説明の結びは「〇年で解消します」等としてください。

（個人の場合）

【利益の計上】

- ① 前年所得税申告において損失が発生した原因
 - ・ いつごろ、どういった原因でといった内容を具体的に説明してください。
- ② 当期で利益を計上するための対策
 - ・ 収支計画書において、所得が黒字であることを根拠とし、当期所得税申告で黒字に転じる見込みであることを説明してください。

○合計残高試算表又は中間決算書（法人で①又は③の場合）

次の点に注意して作成してください。

- ① 直近決算書以降の経理状況がわかるものを提出してください。
- ② 当期純利益が計上されていることが必要です。
- ③ 定型型（貸借対照及び損益計算が分かるもの双方必要です）の合計残高試算表等がない場合は、申立用に作成してください（「普段から作成していない」等の理由による提出拒否は認められません）。

○繰越損失金解消計画表（法人で②又は③の場合）

次の点に注意して作成してください。

- ① 必ず5年以内に繰越損失金を解消する計画を作成してください。
- ② 0円の科目についても、0円であることを記述してください（科目は全て記述する）。

○収支計画書（個人の場合）

次の点に注意して作成してください。

- ① 前年所得税申告以降の経理状況の見込みについて、所得税確定申告書の附属書類である収支内訳書に準じた内容で作成してください。

注意事項

- ・ 「不景気のため」、「計画表のとおり解消します」といった漠然とした説明は不十分であり、認められません。
- ・ 繰越損失金がある場合、債務超過についてではなく繰越損失金の解消計画を作成してください。
- ・ 合計残高試算表等において、利益計上されていることが必要です。損失を計上している場合、「経理的基礎を有している」と判断できないため、許可申請に係る審査事務を進めることができません。